

青森県報

第三千二百八十五号

平成二十二年

九月六日
(月曜日)

目次

告 示

生活保護法による医療機関の指定……………

(健康福祉課) ……

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………

(同) ……

右 同……………

(同) ……

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……………

(林政課) ……

保安林の指定予定……………

(同) ……

右 同……………

(同) ……

青森県労働委員会第四十三期委員の推薦……………

(労政・能力開発課) ……

出先機関……………

(三八地域) ……

土地改良事業の工事の完了……………

(県民局) ……

告 示

示

青森県告示第五百八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助

のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年九月六日

青森県知事 三 村 申 吾

事業名称	事業者	事業所	指定年月日
株式会社ふたば	主たる事務所の所在地 十和田市東四番町八の六	名称 訪問看護ステーションふたば 所在地 十和田市東四番町八の六	平成 三・四・一四

青森県告示第五百八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年九月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
さとう内科胃腸科医院	八戸市大字糠塚字下道七の七三	平成三・七三

青森県告示第五百八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年九月六日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社わかば	主たる事務所の所在地 十和田市西二丁目二番町二の二一	訪問看護ステーションわかば	十和田市西二丁目二番町二の二一	平成三・四・三
名称	所在地	名称	所在地	廃止年月日

青森県告示第五百八十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年九月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名 さつ内科胃腸科医院	所在地又は住所 八戸市大字糠塚字下道七の七三	廃止年月日 平成三・七・三
---------------------	---------------------------	------------------

青森県告示第五百九十号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十二年九月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

青森市浪岡大字細野字赤平三九の四六、三九の四七

二 保安林指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第五百九十一号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十二年九月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

三戸郡新郷村大字戸来字館向四九の一・四九の一三・四九の一四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林

水産部林政課及び新郷村役場に備え置いて縦覧に供する。()

青森県告示第五百九十二号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成二十二年九月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

三戸郡田子町大字遠瀬字板ノ沢二の一、二二の一、字和坂三

二 保安林指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字板ノ沢二の一・二二の一・字和坂三(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林

水産部林政課及び田子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

青森県労働委員会第四十三期委員の推薦

青森県労働委員会第四十二期委員の任期が平成二十二年十一月七日で満了となるので、労働組合法施行令(昭和二十四年政令第二百三十一号)第二十一条第一項の規定に基づき、平成二十二年十一月八日に第四十三期委員を任命することになったから、次の一に掲げる要件を具備する使用者団体及び労働組合は、それぞれ使用者を代表する委員(以下「使用者委員」という。)及び労働者を代表する委員(以下「労働者委員」という。)の候補者を、次の二から四までにより推薦されたい。

平成二十二年九月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 推薦資格を有する使用者団体及び労働組合

青森県知事 三 村 申 吾

1 使用者委員の候補者を推薦する資格を有する使用者団体

青森県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことが主な目的であるか、又は業務の主要な部分である使用者団体とする。

2 労働者委員の候補者を推薦する資格を有する労働組合

青森県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号。以下「法」という。)第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の青森県労働委員会の証明を受けた労働組合とする。

二 被推薦資格を有する者

候補者となる資格を有する者は、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者以外の者とする。

三 推薦期間

平成二十二年九月七日から同年十月六日まで

四 推薦方法

候補者推薦書(第一号様式)及び候補者調書(第二号様式)を所定の期日までに青森県商工労働部労政・能力開発課に提出すること。ただし、労働者委員の候補者を推薦する労働組合においては、法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の青森県労働委員会の証明書を添付すること(推薦書を郵送した場合は、推薦期間内に到着したのみを有効とする。)。

(第1号様式)

青森県労働委員会
使用者 委員候補者推薦書
労働者

年 月 日

青森県知事 三村申吾 殿

推薦団体
住 所
名 称 及 表 名
名 び 氏 名
印

労働組合法施行令第21条第1項の規定に基づき、青森県労働委員会の
使用者を代表
する委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

氏 名 年 齢 所 属 社 会 住 所
氏 名 年 齢 組 合 名 名 所

(第2号様式)

候 補 者 調 書

- 1 氏名及び生年月日
- 2 本 籍
- 3 現 住 所
- 4 学 歴 (主な学歴を年月日を付して記入すること。)
- 5 職 歴 (主な職歴を年月日を付して記入すること。)
- 6 労働関係の略歴 (年月日順に記入すること。)

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

片岸地区の県管土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十二年九月六日

三八地域県民局長 堀 内 芳 男

- 一 県管土地改良事業の名称
畑場整備事業（担い手育成型）（緊急農地集積畑場整備事業）
- 二 工事完了年月日
平成十九年三月二十九日

<p>(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県</p>	<p>(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社</p>
<p>毎週月・水・金曜日発行</p>	<p>定価小口一枚二付十五円一銭</p>